

# 監査報告書

## 1. 監査の方法およびその内容

私ども監事は、公益社団法人全国市街地再開発協会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度における収益および財産の状況並びに理事の職務執行の状況を監査するため、理事および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事および使用人等から財産の状況および職務執行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類などを閲覧しました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録について検討を行いました。

## 2. 監査意見

- (1) 事業報告書は法令および定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録は全ての重要な点において適正に表示されているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為または法令および定款に違反する重大な事実はありません。


平成29年4月25日

公益社団法人全国市街地再開発協会

監事

渡辺博司 

監事

岩也千賀彦 

# 独立監査人の監査報告書


平成29年4月21日

公益社団法人 全国市街地再開発協会  
理事長 大村謙二郎 殿

東日本監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士

鈴木智之 

## <財務諸表監査>

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に準じて、公益社団法人全国市街地再開発協会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5（1）の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

## 財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及び適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

財務諸表に対する注記9. 重要な後発事象に記載されているとおり、公益社団法人全国市街地再開発協会は信託受益権の内834,650,000円の優先出資について、平成29年3月30日に譲渡契約を締結し、信託受益権償還時の償還損は、176,044,378円となる。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### <財産目録に対する意見>

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に準じて、公益社団法人全国市街地再開発協会の平成29年3月31日現在の平成28年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

#### 財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

#### 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

#### 利害関係

公益社団法人全国市街地再開発協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上